

平成 28 年 5 月 31 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 28 年熊本地震に関する融資制度及び 特別相談窓口設置支店の全国 152 支店への拡充について

1. 融資制度の拡充

日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、「熊本地震復旧等予備費」の使用が閣議により決定されたことを受け、平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けの融資制度を以下のとおり拡充し、6月1日より取扱いを開始します。

主な制度拡充内容（6月1日取扱開始）

（取扱事業：国民…国民生活事業、中小…中小企業事業）

（1）「平成 28 年熊本地震特別貸付」の創設（国民、中小）

①熊本県内に事業所を有する方であって、当該事業所が直接被害を受けた方、②間接被害を受けた方などに対し、既存の災害復旧貸付から融資限度額の引上げや利率引下げ措置等を大幅に拡充した「平成 28 年熊本地震特別貸付」を創設。

（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」及び「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

①熊本県内に事業所を有する小規模事業者のうち、当該事業所が直接被害を受けた方、
②間接被害を受けた方に対し、融資限度額の引上げや利率引下げ措置の拡充を実施（被害証明書等を受けている方に限ります）。

なお、農林漁業者等の皆さまに対しては、既に災害関連資金における貸付限度額の引上げ、金利負担の軽減など特例措置の取扱いを開始しております。詳しくはHPをご覧ください。

2. 特別相談窓口の設置支店の拡充

日本公庫は、このたびの地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の皆さまを対象とした「平成 28 年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」について、4月15日付けで設置した熊本県内全支店及び本店農林水産事業本部に加えて、5月31日付けで設置支店を全国 152 支店に拡充しました。

日本公庫は、このたびの地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

融資制度の概要

○「平成 28 年熊本地震特別貸付」の概要（国民、中小）【創設】

融資対象者	<p>(1) 熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震により直接被害を受けた事業者</p> <p>(2) (1) に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた事業者</p> <p>(3) 熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来している、又は来すおそれのある事業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 九州地方に事業所を有する事業者</p> <p>② (1) に掲げる者と直接又は間接的に取引関係のある事業者</p>
資金使途	災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な設備資金、運転資金
融資限度額	<p>(1)、(2) 【国民生活事業】 6,000 万円（上乗せ）(※1) 【中小企業事業】 3 億円（別枠）</p> <p>(3) 【国民生活事業】 4,800 万円（別枠） 【中小企業事業】 7 億 2,000 万円（別枠）</p>
融資期間 (据置期間)	<p>(1) 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（5 年以内）</p> <p>(2) 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（3 年以内）</p> <p>(3) 設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内（3 年以内）</p>
利率	<p>基準利率(※2、3)</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は、利率を引下げ</p> <p>(1) のうち、被害証明書等の提出ができる者</p> <p>【国民生活事業】 3,000 万円以内、【中小企業事業】 1 億円以内 当初 3 年間「基準利率-0.9%」（4 年目以降「基準利率-0.5%」）</p> <p>【国民生活事業】 3,000 万円 超、【中小企業事業】 1 億円超 「基準利率-0.5%」</p> <p>(2) のうち、被害証明書等の提出ができる者</p> <p>3,000 万円以内 当初 3 年間「基準利率-0.5%」（4 年目以降「基準利率-0.3%」）</p> <p>3,000 万円超 「基準利率-0.3%」</p> <p>(3) のうち、最近 3 ヶ月の売上高等が前年の同期に比し 5%以上減少している場合など、一定の要件に該当する者 「基準利率-0.3%」</p>

(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2) 中小企業事業の基準利率は、(3) に係る長期運転資金に限り、上限 3.0%です。

(※3) 被害証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要（国民）【下線部が拡充内容】

融資対象者	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた者
資金用途	設備資金、運転資金
融資限度額	2,000万円以内 ただし、次のいずれかに該当する者は、別枠1,000万円以内（※1、2） （1）熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 （2）（1）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
融資期間（据置期間）	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）
利率	特別利率F ただし、次のいずれかに該当する者は、利率を引下げ（※1、2） （1）熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.9%」 （2）（1）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.5%」

（※1）商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが必要です。

（※2）被害証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

○生活衛生改善貸付の概要（国民）【下線部が拡充内容】

融資対象者	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者
資金用途	設備資金、運転資金
融資限度額	2,000万円以内 ただし、次のいずれかに該当する者は、別枠1,000万円以内（※1、2） （1）熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 （2）（1）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
融資期間（据置期間）	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）
利率	特別利率F ただし、次のいずれかに該当する者は、利率を引下げ（※1、2） （1）熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.9%」 （2）（1）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.5%」

（※1）生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが必要です。

（※2）被害証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。